

議会だより



特集

ダイジェスト版 四年間の 議会改革のあゆみ

明けましておめでとうございます。
市民の皆さまにおかれましては、健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

日頃より、市議会に対しまして深いご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、人口減少や、超高齢化社会による様々な課題の中で全国的に地方創生が叫ばれております。本市においてもアイデアを出し合い、必要な政策戦略を講じているところであります。

本市議会においては、この任期4年間を通じ、開かれた議会をより一層進めていくために、これまで議場コンサートの開催や議会報告会、意見交換会を行い、市民の皆さまとの対話の場を設けてまいりました。また、大きな課題に対しては、市長へ提言書を提出するなどして、住民福祉の向上のため議員一同鋭意努力してきたところであります。今後も、議員一同真摯に取り組

新年のご挨拶



議長 中村 芳隆 副議長 鈴木 紀

んでいく所存です。

今年は、黒磯駅前の交流センターと図書館の施設整備事業が着手され、中心市街地としての賑わいを創出するための大きな事業などが予定されております。

これらの事業を起爆剤として、市民の皆さまにとりましても、大きく羽ばたく飛躍の年となりますようご祈念し年頭の挨拶にさせていただきます。

那須塩原市議会これまでの議会改革のあゆみ 2013~2016

議会活性化検討特別委員会

この1年間、当特別委員会の検討テーマは「**通年議会**」

- ※通年議会を導入した場合のメリット
- ①議長の判断で議会を招集できるようになり、災害等の突発的な事件や緊急の行政課題に対しても、速やかに議会を開催できる。
 - ②市長の専決処分がほぼなくなり、議会での審議が可能となるため、議会の監視機能(議会基本条例の前文)の強化になる。



通年議会の導入の是非に関しては、当初から全会一致を条件としていた為、今回の検討では導入を見送ることとなりましたが、通年議会の理解は深まったものと思います。

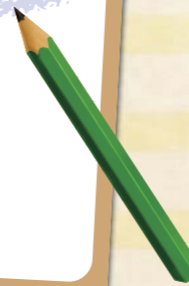
政治倫理条例

※平成27年3月議会にて制定された。
※本条例の特徴は、地方議会ではほとんど導入されていない『議員個々の資産公開』を定めている点である。

現在の議会改革協議事項

1. 情報共有の取り組みについて
2. 住民参加の取り組みについて
(1,2とも今年度中に結論を出す予定)

議会改革に終わりはありません。
更なる改革を進めることで
市民の皆様
信頼され期待される
議会を目指します!



議会運営委員会

議会運営委員会とは

- ★議会を円滑に運営するための協議機関
- ★議会運営の手続きを協議する場
- ★委員定員：8名
- ★開催回数：1年に10回程度

主な協議事項

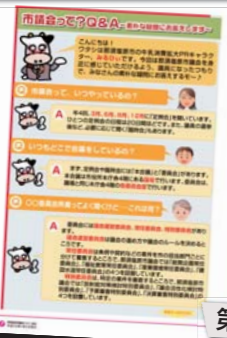
- 会議規則、先例・事例集の改正
- 議決を必要とする計画、協定等
- 暫時休憩中の議事進行
- 陳情・請願の継続審査の審査方法
- 陳情審査の傍聴、傍聴者の待機
- 質問時間、質問順、質問の表現
- 質問での答弁者の指定
- 副議長の質問
- 資産等報告書の閲覧
- 会派スペースの設置



研修と行政視察

- ◆27年度行政視察(議会改革度ランキング1位の北海道芽室町など)
- ◆28年度研修会7回(早稲田大学マニフェスト研究所：中村健先生)
★議会の仕事★広報・広聴★委員会の進め方と採決の仕方★議員
間討議★請願・陳情の取り扱い★定数・報酬★執行部との関係★議
会事務局の役割★決算書の見方★議会運営委員会の権限★参考人
制度と公聴会など
- ◆28年度行政視察(早稲田大学マニフェスト研究所)

議会だより編集委員会



第50号



第60号



第62号



第63号



第64号



第65号

Q&Aコーナー登場。

発行スピードアップ。

数字を読みやすくするため、横書きを採用。

右開きから左開きへ。審議内容も日程順に掲載し、分かりやすく。

今後も「議会だより」刷新に向けて編集委員一同取り組んでいきます。

議会だよりアンケート

現在、那須塩原市議会では、定例会ごとに、定例会概要や一般質問の要旨などを掲載した議会広報紙「議会だより」を発行しておりますが、以下のアンケートにご協力ください。

(該当項目の□にチェック☑をつけてください)

1. 議会だよりを読んでいますか
毎回読む ときどき読む あまり読まない 読まない
2. 議会だよりで市議会の情報が得られていますか
得られる まあまあ得られる あまり得られない 得られない
3. 市議会のどんな情報に興味がありますか(いくつでも)
議案審査の内容 一般質問 委員会の活動 市議会レポート
議会ってQ&A
その他 ()
4. 議会だよりは紙面を横書きにしましたが、ご覧になってみていかがですか
読みやすい 読みにくい どちらとも言えない
5. 議会だより、また議会について、ご自由にお書きください。

アンケートにお答えいただきありがとうございました。
お手数でもこのページを切り取ってFAX(0287-62-5378)でお送りいただくか、
郵送でお届けください。〒325-8501那須塩原市共壘社108-2 那須塩原市役所議会事務局宛
(市役所または最寄の支所にお持ちいただいても大丈夫です。) 締切日：1月末まで

いつでもどこでも
議会だよりが
スマホで読める



マチを好きになるアプリ

マチイロ

行政情報アプリ「i広報紙」が
「マチイロ」としてリニューアル!

ダウンロードはこちらから



※「i広報紙」をご利用中の場合、アップデートによって新アプリに切り替わりますので、新たにダウンロードする必要はありません。

※アプリの使用は無料ですが、通信費は各回線ごとのご負担となります。

※広告が表示されますが、各自治体とは何ら関係ありません。

マチイロに関する問い合わせは株式会社ホープ(092-716-1404)まで

議員の年賀状等あいさつ状は 法律により禁止されています

議員は、公職選挙法の規定により、選挙区内の方に年賀状等のあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)をお出しすることができません。

ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。



❖議会だよりに関する
お問い合わせ・ご意見、
または音声版議会だよりの
お問い合わせは議会事務局まで。

[E-mail]gikai@city.nasushiobara.lg.jp
[TEL]0287(62)7181